徳島市農業委員会総会 議事録

１　と　き	令和8年9月29日（火）　　開会　１５時５０分 閉会　１６時４０分
２　ところ	徳島市役所　１３階　第一研修室
３　議　長	会長職務代理者　谷川　興一
４　出席者	＜農業委員＞ １番委員　瀬畑　俊夫　２番委員　武市　直樹　３番委員　岸野三代明 ４番委員　松村　孝明　５番委員　大貝　美治　６番委員　金澤　敬治 ７番委員　豊田　修治　８番委員　久米　裕純　９番委員　中谷　千春 10番委員　中川　浩樹　11番委員　石井喜代幸　12番委員　板東美佐緒 13番委員　坂東　賢二　14番委員　熊村　秀樹　15番委員　佐藤　文昭 16番委員　谷川　興一　17番委員　湯浅　　学　18番委員　赤川　　勉 19番委員　林　　恵子 ＜農地利用最適化推進委員＞ ２番委員　谷永　米男　４番委員　山本　美香　６番委員　桑野　欣伸 ７番委員　宮崎　　学　８番委員　高橋　能久　９番委員　井原　一成 10番委員　奥田　雅之　11番委員　佐々木誠一　12番委員　近藤　正彦 13番委員　岡田　敏明　14番委員　佐野　一英　16番委員　美間　　亮 17番委員　盛　　右二　18番委員　阿木　靖典
５　欠席者	＜農業委員＞ なし ＜農地利用最適化推進委員＞ １番委員　坂口　太一　３番委員　宮本　忠佳　５番委員　長谷川豊司 15番委員　鈴木　隆大
６　欠　員	なし
７　傍聴者	なし
８　議　事	（全体議案） 付議案件 第１号議案　地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について （農地関係議案） 付議案件 第２号議案　保留案件の審議（農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について 第３号議案　農地法第３条の規定による許可申請の審議について 第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請の審議について 第５号議案　農地転用の事業計画変更申請の審議について 第６号議案　非農地証明願の審議について 第７号議案　非農地通知の審議について 第８号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第９号議案　農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について 第10号議案　農用地利用集積等促進計画（移転）に対する意見について

	報告事項 1．農地法第３条の３規定に基づく権利取得の届出について 2．農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用の届出について 3．農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用の届出について 4．農地法第４３条第１項の規定による農作物栽培高度化施設の届出について 5．農地法第１８条第６項の処理について 6．転用許可の取消について（５条許可） 7．転用許可の訂正について（５条許可）

（開会　１５時５０分）

事務局　　それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の谷川委員が務めることとなっておりますので、進行をよろしくお願いします。

議長　　ただ今から令和８年９月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員１９名全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第１０条の規定により、議長が指名します。議席番号４番松村孝明委員と、議席番号１４番熊村秀樹委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。第１号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは、第１号議案　地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第１号議案と書いてある資料を御覧ください。

第１号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和８年６月分、７月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は、次のページの地域計画に係る変更一覧（令和８年６月分、７月分）のとおりで、多家良・八万・上八万・国府・北井上・南井上の各地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の増減を反映した地域計画の変更案が提出されております。

今後のスケジュールですが、９月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、１０月に農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間２週間を経て、地域計画変更公告となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされ、了承されております。農業委員会全体の意見として変更案を「意見なし」と認めることが適当と思われます。説明は以上です。

議長　　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はございませんか。

それでは特にないようでございますので、採決いたします。第１号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、事務局の案のとおり、承認することに異議ございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第１号議案については、事務局の案のとおり、承認することに決定いたしました。続きまして第２号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の保留案件について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の保留案件について、御説明いたします。議案書の１ページを御覧ください。

申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。

この案件は、８月の総会で地域との調和要件に不安があるので詳細を確認するため継続審議とするということで保留としましたが、権利設定を受ける者から上申書の提出があり、「農地法及び関係法令の趣旨に則り、地域との調和を大切にする」「地域の営農や住環境に支障を与えないよう従業員教育に継続して取り組む」「地域の営農に支障が生じた際には誠実に対応する」などを柱とし、地域農業の発展に取り組みたい旨の上申書が提出されており、権利設定を受ける者の地域との調和への取り組みの姿勢は確認できたものと思われます。

賃貸借権が１件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、１番が南井上地区４筆・１件となっております。権利設定については以上で、畑４筆1,０３２㎡となります。

第２号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の保留案件についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長　　事務局からの説明は以上ですが、南井上地区の湯浅委員さん、御意見はありませんか。

湯浅委員　先月に保留を提案した私から意見を述べさせていただきます。事務局から説明のあった●●●●●からの上申書について、私も事務局から内容説明を受けました。●●●●●が「地域との調和」を明確に上申書として出してきた以上、一旦はこれを信じて、経過観察のような形で対応しても良いのではないかと思います。ただし、今回の上申書による対応は、この保留案件についての個別のものであって、今後の申請全般について安易に適用すべきではないと思っています。今後も問題などが目に付けば、●●●●●へ適時に助言などは行いたいと思いますが、今回の案件については承認もやむをえないと思います。以上です。

議長　　ありがとうございました。本案件につきまして、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第２号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の保留案件の審議について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第２号議案については本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第３号議案、農地法第３条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは第３号議案、農地法第３条の規定による許可申請について御説明します。議案書２ページを御覧ください。

１番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後１０ａに至り、ゆずの栽培を行うとのことです。

２番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後３６ａに至り、水稲の栽培を行うとのことです。

３番は、贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後4.３ａに至り、野菜の栽培を行うとのことです。

４番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後２１ａに至り、レンコンの栽培を行うとのことです。
５番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後４２ａに至り、さつまいもの栽培を行うとのことです。
６番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後3.６ａに至り、梅や桃の栽培を行うとのことです。
７番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後2.９ａに至り、なすびの栽培を行うとのことです。
８番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後１４５ａに至り、水稲の栽培を行うとのことです。
９番は、破産による任意売却により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後１５ａに至り、しいたけやブロッコリーの栽培を行うとのことです。
１０番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後６ａに至り、野菜の栽培を行うとのことです。
１１番は、贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後３ａに至り、野菜の栽培を行うとのことです。
以上、全案件につきまして、農地法に規定されている不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。なお、１番と４番については新規面談を実施しました。第３号議案は全１１件で、地目は、田4,７４０㎡、畑4,０１１㎡、合計8,７５１㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長　事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、１番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の武市委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

武市委員　今月１４日の１４時から、１番案件で新規面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、瀬畑委員、坂口推進委員、谷永推進委員、私の委員４名、譲受人側２名、事務局２名の８名です。
譲受人は、売買で農地を譲り受けることになり、今回の申請に至ったとのことです。今回の申請が許可されれば、ゆずの栽培を行うとのことです。
結論として、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長　ありがとうございました。続きまして４番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の熊村委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

熊村委員　今月１１日の１１時から、４番案件で新規面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、佐藤委員、佐野推進委員、私の委員３名、譲受人側２名、事務局２名の７名です。
譲受人は、売買で農地を譲り受けることになり、今回の申請に至ったとのことです。営農については、対象地の近くに住んでいる、父の知り合いに教わりながら、農家である父と一緒に耕作を行うとのことで、問題はないと判断されます。今回の申請が許可されれば、レンコンの栽培を行うとのことです。
結論として、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちまし

た。報告は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長　　ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第３号議案の農地法第３条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第３号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第４号議案、農地法第５条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは第４号議案、農地法第５条の規定による許可申請の審議について、御説明します。議案書４ページを御覧ください。

１番の申請地は、公共投資の対象となっていない第２種農地に該当します。農用地区域内農地で、農林水産課で軽微変更の手続きを行っています。所有権を移転し、農産物の生産・加工・販売業を営んでいる譲受人が露天農作業広場に転用するものです。なお、本件は許可を受ける前に既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、地域計画にも支障がないことを確認済みです。

第５号議案は全１件で、地目は、畑２１０㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地が２１０㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長　　事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第４号議案の農地法第５条の規定による許可申請について、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第４号議案は、本案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第５号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは第５号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書５ページを御覧ください。

１番～３番は、転用者が同一であるため、併せて説明します。１番～３番は、露天駐車場及び露天重機車両置場として許可していたもので、変更内容は地面を山土のみで盛土する計画から砕石敷に変更するものです。変更理由としましては、重機等の設置により山土のみでは地盤沈下の恐れがあることから、砕石敷にし、地盤の安定性を確保するためです。

４番は、蓄電池設置施設として許可していたもので、変更内容は、設置する蓄電池コ

ンテナの台数を４基から３基に変更、また、敷地内の設備の配置及びフェンスの設置位置を変更し、南側に管理用スペース（駐車場）を設置するものです。変更理由としましては、市場の動向、経済事情などの状況を踏まえ、設備投資額を抑えるべきであると判断したためです。また、機器搬入用の重機サイズ、隣接地からの離隔距離を考え、配置も変更し、必要最低限の範囲のみをフェンスで囲み、管理メンテナンス用スペース（駐車場）をフェンスの外に設け、かつ南側は通路として確保しておくのが望ましいと判断したためです。

以上、全案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。第５号議案は、４件で、地目は田3,302㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場2,236㎡、その他施設用地1,066㎡になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長　　議長　事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、意見が無い場合は、御発言がないようですので、採決いたします。第５号議案の農地転用の事業計画変更申請については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第５号議案については、全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第６号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは第６号議案、非農地証明願について御説明します。議案書７ページを御覧ください。

１番の申請地は、公共投資の対象となっていない第２種農地に区分されます。昭和５０年頃から牛舎として利用しており、平成１６年３月９日撮影の航空写真のほか、現地調査でも状況を確認しております。

２番の申請地は、公共投資の対象となっていない第２種農地に区分されます。平成１４年頃から自動車修理場として利用しており、平成１６年３月９日撮影の航空写真のほか、現地調査でも状況を確認しております。

第６号議案は全２件で、地目は、田１８１㎡、畑２２８㎡、合計４０９㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長　　事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第６号議案の非農地証明願について、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第６号議案は、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第７号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは第７号議案、非農地通知について、御説明します。議案書８ページを御覧ください。
１番の申請地につきましては、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。
第７号議案は、全１件で、地目はその他１２２㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長　　事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言がないようですのでろ、採決いたします。第７号議案の非農地通知について、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第７号議案は、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第８号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは第８号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書９ページを御覧ください。
今月の申請は２件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。
１番の対象地は８筆、６,３７５.２９㎡で、面積の一部が除かれているのは、不耕作部分及び墓地部分であり、丈量図の提出があります。残る対象農地はすべて耕作中です。
２番の対象地は１筆、３,０７１㎡で、対象農地はすべて耕作中です。
第８号議案は以上２件で、対象地は畑９,４４６.２９㎡、計９,４４６.２９㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長　　事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第８号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第８号議案は、全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第９号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第３１条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、湯浅学委員に御退席をお願いいたしますが、本人から他の案件に対して意見があるようでございますので、御意見を頂戴してから御退席いただきたいと思います。湯浅委員よろしくお願いします。

湯浅委員　参与制限により退席する前に、第９号議案について、一言意見を述べます。２１番から２３番と２９番から３３番の借人である●●●●●について、第２号議案のとおり「地域との調和」について上申書が提出されておりますが、私は先に述べたとおり、経過観察という態度で対応すべきと考えています。よって、●●●●●に関する案件については、承認もやむを得ないとは思っていますが、承認に際して、「上申書に記載された内容を重視し、かつ、遵守していくこと。」という意見を付けることを提案したいと思います。以上です。よろしくお願いします。

議長　ありがとうございました。それでは御退席願います。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、第９号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書１０ページを御覧ください。

全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。なお、１８番について、新規就農面談を行いました。

今月は、賃貸借権が３４件、使用貸借権が１１件の合計４５件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、１番が、多家良地区４筆・１件、２番が、沖洲地区１筆・１件、３番が、上八万地区２筆・１件、４番が、不動地区１２筆・１件、５番から１２番が、応神地区２２筆・８件、１３番から１６番が、川内地区１６筆・４件、１７番から２３番が、国府地区１７筆・７件、２４番から３３番が、南井上地区２７筆・１０件、３４番から４５番が、北井上地区１９筆・１２件となっております。

権利設定については以上で、田３２筆３９,６１９㎡、畑８６筆９２,８８２㎡、その他２筆２,２８３㎡の合計１２０筆１３４,７８４㎡となります。

第９号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長　事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、１８番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の美間推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

美間推進委員　今月１１日の１４時から、１８番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、谷川委員さんと私の委員２名と、借受人１名、事務局２名の５名です。

借受人は、いちご栽培をしたいと思いハウスの施設を探していたところ、施設ごと貸してもらえる農地が見つかったので、今回、施設ごと借りて、いちごの栽培をしたいと思ったそうです。

昨年の１２月ごろから、鳴門のいちご農園で、栽培や販売のノウハウを学んでおり、当面は、自己資金などで、既設のハウスを改修し、設備を整えてから父親と農業大学に通っている弟とで、栽培を行っていきたいとのことです。

結論として、周辺農地への影響等を考慮しながら、営農してもらいたいと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いします。

議長　ありがとうございました。新規就農面談に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問は

ありませんか。
　それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第９号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、２１番から２３番まで及び２９番から３３番までに、湯浅委員から提案のあった意見を付けたうえで、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第９号議案は、意見を付けたうえで全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。
　続きまして、第１０号議案、農用地利用集積等促進計画（移転）に対する意見について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは第１０号議案、農用地利用集積等促進計画（移転）に対する意見について御説明します。議案書１８ページを御覧ください。
　本案件は、農用地利用集積等促進計画（移転）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項に基づき、農地中間管理機構である、公益財団法人徳島県農業開発公社から、意見を求められており、農地中間管理機構による農地売買等事業の農用地利用集積等促進計画（移転）については、認可申請に農業委員会の意見書が必要とされております。
　こうしたことから、今回意見聴取に至ったもので、本案件は、譲受人が担い手である認定農業者であり、耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。
　１番の譲受人の耕作面積は、取得後５０４ａに至り、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのことです。
　所有権の移転については、以上１件で畑１筆・3,７０９㎡となります。第１０号議案の農用地利用集積等促進計画（移転）に対する意見についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長　　事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
　それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第１０号議案の農用地利用集積等促進計画（移転）に対する意見について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第１０号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは報告事項について説明します。
　議案書１９ページから２１ページまでを御覧ください。１番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得9件を受理しました。
　議案書２２ページを御覧ください。2番は、農地法第４条第１項第７号の規定による

市街化区域内の農地転用の届出についてです。２件を受理しました。
　議案書２３ページを御覧ください。３番は、農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。４件を受理しました。
　議案書２４ページを御覧ください。４番は、農地法第４３条第１項の規定による農作物栽培高度化施設の届出についてです。１件を受理しました。
　議案書２５ページを御覧ください。５番は、農地法第１８条第６項（合意解約）の処理についてです。３件を受理しました。
　議案書２６ページを御覧ください。６番は、農地法５条許可の取消についてです。１件を受理し、取消しました。
　議案書２７ページを御覧ください。７番は、農地法第５条許可の訂正についてです。１件を受理し、訂正しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長　　報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。
　それでは、以上をもちまして、令和８年９月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は１０月３０日金曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。